

デ・レーケと富山

常願寺川の改修工事の時は何度
も富山を訪れ現場の指揮まで行っ
たデ・レーケだが、神通川の改修
工事では、現場での指揮は行っ
ていない。1895(明治28)年8月
1日〜12日に滞在して以来(この
時、分流路を設置するという3ペ
ージの報告書を作成した)、富山
を訪れていないからだ。

この背景には、1896(明治
29)年4月7日に法律第71号とし
て公布された河川法があるようだ。
日本の河川行政は、日本人の大学
卒業技術行政官の自立と、河川法
の制定によって、デ・レーケに相
談するところがきわめて少なくな

っていったという。

その象徴的な出来事として、「日
本の川を甦らせた技師デ・レーケ」
の著者である上林氏は、「デ・レー
ケを超えた日本人技術者」という
タイトルで淀川改修計画のいき
さつを書いておられる。淀川改修
計画は2月号で少し紹介したが、
デ・レーケは淀川本川の洪水を調
節する役目を、宇治川※、桂川、木
津川の3川が合流する地点にあ
る巨椋池(京都南部に存在した池。
その後の干拓事業で現在は農地に
なっている)に担わせようとして
いた。だが、上流の琵琶湖周辺の
治水が考慮されていなかった。
それに対し、内務省土木局に勤
めていた沖野忠雄は、琵琶湖の唯
一の出口である瀬田川を掘削し、
琵琶湖の水がもっと早く下流に流
れるようにする計画を立てた。も
ちろん、瀬田川を掘削しただけで

は、琵琶湖の水位が下がり、周辺
の水田への灌漑ができなくなるの
で、瀬田川に洗堰を設けることに
した。琵琶湖上流に大雨が降った
時には、洗堰を全部閉じることで
下流の淀川へ流れる水量を減らす
こともでき、琵琶湖を洪水調節用
のダム貯水池のようにも利用しよ
うと考えたのだ。

この計画案をデ・レーケが検討
し、宇治川の洪水は巨椋池で自然
調節できるので、沖野の案にある
宇治川の付け替えや瀬田川洗堰
は全く必要ないという意見を提出
しかし、沖野は何も反論せず、た
だ微笑みだけだったという。沖野
はデ・レーケの意見に応えること
なく、瀬田川洗堰は原案のまま提
出。これが「淀川改良工事」として
成案となった。「このとき、日本人
技術者はデ・レーケを超えた」と上
林氏は述べている。

※淀川は、琵琶湖から流れ出るところでは瀬田川と呼ばれ、京都府に入るあたりで宇治川と名を変え、さらに京都府と大阪府の境界付近で桂川、木津川と合流して淀川となる。